

- ◆ 令和2年8月28日施行の宅地建物取引業法施行規則の一部改正により、不動産取引時に水防法に基づく水害（洪水・内水・高潮）ハザードマップを活用した説明が義務化されました。
- ◆ 以下のレイヤー一覧表をご覧ください、対象箇所の水害リスクをご確認ください。

WEB版ハザードマップ レイヤー名称	水防法に 基づくか	備考
洪水（浸水深（想定最大規模））	○	都川、村田川、小中川（南白亀川水系）、鹿島川（高崎川水系）、印旛放水路（花見川）、勝田川、浜田川、浜野川、生実川、菊田川の洪水浸水想定区域図を掲載しております。
内水（浸水深（想定最大規模）） ※雨水出水＝内水	×	浸水範囲は、水防法に基づく想定最大規模の降雨を考慮していますが、同法第14条の2に基づく雨水出水浸水想定区域を指定していないため、同法第15条第3項に基づくハザードマップとなっております。
高潮（浸水深（想定最大規模））	○	令和4年6月10日より水防法第14条の3に基づく高潮浸水想定区域を指定したことから水防法第15条第3項に基づくハザードマップとなっております。なお、 <u>浸水範囲は、今まで（平成30年11月公表）と変更ありません。</u>

※ 千葉市は（一社）千葉県宅地建物取引業協会千葉支部及び（公社）全日本不動産協会千葉県本部と「不動産取引の機会を捉えた防災情報の周知に関する協力協定」を結ばせていただいております。水防法に基づくハザードマップ以外の水害リスクについても、不動産取引時における取引相手方への説明について、ご協力をお願いいたします。

協定について

